

受入予定証券残高及び担保指定証券残高の評価額の取扱いの一部改正について

1 受入予定証券残高及び担保指定証券残高の評価額の取扱い（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p><u>1. この取扱いは、業務方法書の取扱い別表第6項及び第13項に基づき、時価がない銘柄及び及び株式併合等の事由により当社が必要と認める銘柄に関する時価及び時価に乗すべき率並びに必要な取扱いについて規定するものです。</u></p> <p><u>2. 機構取扱有価証券</u>                      (1) ~ (3) (略)                      (4) 前二号以外の場合における評価基準額                      スピンオフ等の前二号以外のコーポレートアクションが行われる場合において、当社が必要があると認めて評価基準額を定めた場合には、速やかにその旨を DVP 参加者に通知するものとします。</p> <p><u>3. 国債証券</u>                      (略)</p>	<p>(新設)</p> <p><u>1. 機構取扱有価証券</u>                      (1) ~ (3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2. 国債証券</u>                      (略)</p>

2 附 則

この改正規定は、令和2年11月24日から施行する。ただし、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和2年11月25日以後の当社が定める日から施行する。